

**G20大阪サミット開催時における
対象地域及び対象施設周辺地域で小型無人機の飛行を行う場合の手続について**

○ **対象地域及び対象施設周辺地域での規制**

G20大阪サミット開催時において、対象地域及び対象施設周辺地域では、原則として小型無人機の飛行が禁止されますが、以下に該当する場合には、この飛行の禁止に係る規定は適用されません。

- 1 インテックス大阪若しくは関西国際空港を管理する者として知事が公示して指定する者(以下「対象地域の施設管理者」という。)又はその同意を得た者が当該対象地域の上空において行う小型無人機の飛行
- 2 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行
- 3 土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機の飛行
- 4 国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機の飛行

ただし、以上の場合であっても、小型無人機の飛行を行う前に、あらかじめ、その旨を通報する必要があります。

通報の具体的な方法は以下のとおりです。

○ **通報窓口**

1 **大阪府公安委員会**

小型無人機が飛行する対象地域及び対象施設周辺地域を管轄する警察署(以下「所轄警察署」という。)

※ 飛行の区域が複数の所轄警察署の管内にわたる場合はそのいずれかに1つの警察署へ届出で足ります。

※ 詳細は大阪府警察のホームページをご確認ください。

2 **第五管区海上保安本部(飛行経路が海域を含む場合)**

※ 詳細は第五管区海上保安本部にお問合わせ下さい。

(第五管区海上保安本部:078-391-6553)

○ **通報の方法**

1 **対象地域の施設管理者、対象施設の管理者、土地の所有者及び占有者**

小型無人機の飛行を行う30日前までに、大阪府公安委員会宛て(飛行経路が海域を含む場合には、大阪府公安委員会及び第五管区海上保安本部)に、所定の様式の通報書を提出して下さい。

通報書を提出する際には、実際に飛行させる小型無人機を提示する必要があります。ただし、提示が困難な場合には、当該小型無人機の写真を提出することで足ります。

なお、土地の所有者及び占有者については、小型無人機の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

2 国又は地方公共団体

小型無人機の飛行を行う30日前までに、大阪府公安委員会宛て(飛行経路が海域を含む場合には、大阪府公安委員会及び第五管区海上保安本部)に、所定の様式の通報書を提出してください。

通報書を提出する際には、実際に飛行させる小型無人機を提示する必要があります。ただし、提示が困難な場合には、当該小型無人機の写真を提出することで足りります。

また、小型無人機の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機の飛行を行うことを証明する書面の写し(委託契約書の写し等)を提出することが必要です。

3 その他の方

飛行の通報に先立ち、小型無人機の飛行に係る対象地域の施設管理者、対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者(以下「管理者等」という。)から、当該飛行に係る同意を書面により得る必要があります。

この同意を得た後、小型無人機の飛行を行う30日前までに、大阪府公安委員会宛て(飛行経路が海域を含む場合には、大阪府公安委員会及び第五管区海上保安本部)に、所定の様式の通報書及び管理者等の同意を証明する書面の写しを提出してください。

対象地域の施設管理者、対象施設の管理者の連絡先等については、事前に大阪府のホームページを参照してください。

なお、土地の所有者及び占有者から同意を得た場合については、小型無人機の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

通報書を提出する際には、実際に飛行させる小型無人機を提示する必要があります。ただし、提示が困難な場合には、当該小型無人機の写真を提出することで足りります。

○ その他の注意事項

- ・ 「災害その他緊急かつやむを得ないと認める場合」に限り大阪府公安委員会が指定する日前までに通報することで足りることとしています。その方法等については、所轄警察署にお尋ねください。その場合であっても、「3 その他の方」については、管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。
- ・ 通報書の入手方法については、大阪府警察のホームページを参照されるか、所轄警察署(飛行経路に海上が含まれる場合については、所轄警察署及び第五管区海上保安本部)にお尋ね下さい。